

平成 26 年 2 月 13 日

お客様各位

株式会社ニューコン工業

消費税率改正に伴う対応のお知らせについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 10 月 1 日、「社会保障の安全財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」に基づき、消費税率を平成 26 年 4 月 1 日より 5%から 8%に引き上げられることが閣議決定されました。

この消費税率引き上げに伴い、弊社における消費税の取扱いにつきましてご案内申し上げます。

弊社では、お客様への出荷日、役務の完了日より消費税の算出を行います。

それにより、平成 26 年 3 月 31 日までに出荷する製品・完了する役務には旧税率 5%を適用しご請求させて頂き、平成 26 年 4 月 1 日以降ご出荷する製品・完了する役務には新税率 8%を適用し請求させて頂きます。

尚、平成 26 年 3 月 31 日以前に出荷した製品の返品等が、平成 26 年 4 月 1 日以降に発生した場合につきましては、旧税率の 5%を適用させて頂きます。

請求書については、旧税率と新税率を区別するため、当月の請求合計額の他に「旧税率対象額」「新税率対象額」が明確に分かるように記載させて頂きます。

誠に恐れ入りますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関してのお問い合わせ先】

株式会社ニューコン工業 財務推進部 TEL 03(3655)6151

以 上